

令和2年度包括外部監査 結果概要

令和3年3月25日
包括外部監査人 中澤 仁之

◆ 監査テーマ

高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

◆ 監査対象

【対象年度】

令和元年度を対象とする。

【対象部局・機関】

県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部

◆ 監査の観点

【監査の主な要点】

- 関係する施策やその手続が法令や条例等に準拠しているか（法規性）
- 関係する施策が高齢者の活躍推進及び支援に資するか
- 関係する施策の効果が適切な評価指標により把握されているか
- 関係する施策が経済性、効率性、及び、有効性の観点から適切に執行されているか

【監査の主な手続】

- ・監査対象機関への質問、関係書類の閲覧及び検討による以下の手続き・検証
 - 比較及び分析的手法
 - 関連法令等との準拠性の検証
 - 経済性、効率性、及び、有効性の検証
 - 評価指標の妥当性及び達成度合の検証
 - 高齢者の活躍推進及び支援に資するか否かの検証、及び、提言の検討

◆ 監査の結果

指摘 1件 意見 79件

■ 指摘

◆ 不備のある書類の収受について

業務委託完了報告書について、完了検査に必要な書類に不備や不足があり追加資料の提出を受ける場合は、必要な書類が揃った段階で完了報告書自体の再提出を受けるべきであり、収受印の安易な訂正は認められない。

■ 主な意見

◆ 委託業務の効果測定について

委託業務の効果については、業務の実績のみならず、事業の目的の効果を示す指標を用いて測定すべきである。

◆ 補助金に係る事務について

補助金の交付申請時と実績報告時において使用する科目が異なる場合があり、両者の差異分析や交付申請のとおり適切に補助金が使われたのか、検討が行い難い場合が認められるため、使用する科目はできる限り統一すべきである。

◆ シニア活躍推進宣言企業への専門家派遣について

専門家による助言の内容をみると、企業の販路開拓に関する実績が報告されている事例があったが、施策の目的にかんがみて、高齢者の就労支援に直接的に関連する内容に限るべきである。